

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従い、本市の条例で定めています。

今回、最近の社会経済情勢に鑑みて補償基礎額の引上げを行うため、同政令の一部改正がされることに伴い、名張市消防団員等公務災害補償条例で定める補償基礎額について、所要の改正を行うものです。

2. 改正の内容

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を次表のとおり引き上げます。

階級	勤務年数	改正後	現行
団長及び副団長	10年未満	13,340円	12,900円
	10年以上20年未満	14,170円	13,700円
	20年以上	15,000円	14,500円
分団長及び副分団長	10年未満	11,670円	11,300円
	10年以上20年未満	12,500円	12,100円
	20年以上	13,240円	12,900円
部長、班長及び団員	10年未満	10,000円	9,700円
	10年以上20年未満	10,840円	10,500円
	20年以上	11,670円	11,300円

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。

(3) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。